

## 【表紙】

|                     |                                                                                        |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書                                                                                |
| 【提出先】               | 関東財務局長                                                                                 |
| 【提出日】               | 平成22年3月26日                                                                             |
| 【会社名】               | イー・キャッシュ株式会社                                                                           |
| 【英訳名】               | ecash corporation                                                                      |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役社長 玉木 栄三郎                                                                         |
| 【本店の所在の場所】          | 東京都港区新橋五丁目8番11号                                                                        |
| 【電話番号】              | 03(6402)5684(代表)                                                                       |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役管理部長 浅海 隆明                                                                          |
| 【最寄りの連絡場所】          | 東京都港区新橋五丁目8番11号                                                                        |
| 【電話番号】              | 03(6402)5684(代表)                                                                       |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役管理部長 浅海 隆明                                                                          |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権証券                                                                                |
| 【届出の対象とした募集金額】      | その他の者に対する割当 2,265,000円<br>新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額<br>71,265,000円 |

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

|              |                                  |
|--------------|----------------------------------|
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。                      |
| 【縦覧に供する場所】   | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券（第5回新株予約権）

##### （1）【募集の条件】

|         |                                     |
|---------|-------------------------------------|
| 発行数     | 30個（新株予約権1個につき100株）                 |
| 発行価額の総額 | 2,265,000円                          |
| 発行価格    | 新株予約権1個につき75,500円                   |
| 申込手数料   | 該当事項はありません。                         |
| 申込単位    | 1個                                  |
| 申込期間    | 平成22年4月12日（月）                       |
| 申込証拠金   | 該当事項はありません。                         |
| 申込取扱場所  | イー・キャッシュ株式会社 管理部<br>東京都港区新橋五丁目8番11号 |
| 割当日     | 平成22年4月12日（月）                       |
| 払込期日    | 平成22年4月12日（月）                       |
| 払込取扱場所  | 株式会社みずほ銀行 神谷町支店                     |

（注）1．第5回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の発行については、平成22年3月26日開催の当社取締役会決議によるものであります。

2．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとし、払込期日に払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

3．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4．振替機関の名称及び住所 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | イー・キャッシュ株式会社 普通株式<br>完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式<br>当社定款に単元株式数の定めはありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | <p>1. 本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、100株(以下「割当株式数」という。)とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として3,000株とする。但し、下記第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が下記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる下記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、下記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p> |
| 新株予約権の行使時の払込金額   | <p>1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、23,000円(本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日から遡る東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の直近の1か月(平成22年2月26日から平成22年3月25日)の終値平均20,779円に10.7%のプレミアムを加算)とする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$                                                                                                                                                                                                                                                                    |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>既発行普通株式数は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主という。」）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(5)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた株数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合は当該払込期間の最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割により当社普通株式を発行する場合</p> <p>調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。）</p> <p>調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で請求又は行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日）以降これを適用する。但し、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、</p> <p>調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本号 乃至 の場合において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により得られた当社普通株式を交付するものとする。</p> |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                            | $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合に、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>     | <p>69,000,000円</p> <p>新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p> | <p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格は、行使請求に係る上記「新株予約権行使時の払込金額」記載の各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額を、上記「新株予約権の目的となる株式の数」記載の割当株式数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本欄1号記載の資本金等増加限度額から本欄1号に定める増加する資本金組入額を減じた額とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|                              |                                                                                                                                                                          |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の行使期間                   | 平成22年4月13日から平成24年4月12日までとする。                                                                                                                                             |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | 1 新株予約権の行使請求の受付場所<br>イー・キャッシュ株式会社 管理部<br>2 新株予約権の行使請求取次場所<br>該当事項はありません。<br>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所<br>株式会社みずほ銀行 神谷町支店                                                       |
| 新株予約権の行使の条件                  | 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。                                                                    |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件         | 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得することを決議した場合には、会社法第273条第2項の規定に従って2週間前までに通知又は公告したうえで、かかる取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を新株予約権1個あたりの払込金額と同額で取得することができる。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選その他合理的な方法により行うものとする。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項               | 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。                                                                                                                                       |
| 代用払込みにに関する事項                 | 該当事項はありません。                                                                                                                                                              |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項     | 該当事項はありません。                                                                                                                                                              |

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、所定の行使請求書に必要事項を記載してこれに記名押印したうえで、これを行使可能期間中に行使請求受付場所に提出するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前(1)の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

2. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。また、当社は、株券不発行会社であるため、本新株予約権の行使に伴って株式を取得した場合においても、株券は発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|------------|--------------|------------|
| 71,265,000 | 3,000,000    | 68,265,000 |

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等及び手数料は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、下記のとおりであります。

第三者委員会への相談費用 500,000円

発行価格に関する第三者評価機関への相談費用 2,000,000円

登記関連費用その他 500,000円

3. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額（2,265,000円）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（69,000,000円）を合算した金額であります。但し、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、または当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

### (2)【手取金の使途】

| 資金使途 | 必要金額  | 支出予定時期   |
|------|-------|----------|
| 運転資金 | 68百万円 | 平成22年4月～ |

(注) 1. 経常的に発生する必要資金（外注先への支払い資金、事務所家賃の支払い資金、監査法人の報酬等）として充当いたします。

2. 上記資金については、支出時期まで銀行預金等リスクの低い適切な資金管理を行う予定です。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集に関する特別記載事項】

平成22年3月26日開催の取締役会において当該新株予約権と並行して決議された第三者割当増資の概要

## 1. 募集の条件

- (1) 募集株式の種類及び数 普通株式 10,000株
- (2) 払込金額 1株につき20,000円
- (3) 払込金額の総額 200,000,000円
- (4) 増加する資本金及び資本準備金 増加する資本金の額  
1株につき10,000円（総額100,000,000円）  
増加する資本準備金の額  
会社計算規則第14条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募集方法 第三者割当の方法による
- (6) 申込期日 平成22年4月12日
- (7) 払込期日 平成22年4月12日
- (8) 割当先及び割当て株数
- |              |        |
|--------------|--------|
| スガキシステムズ株式会社 | 2,500株 |
| 高田 隆右        | 2,500株 |
| 小栗 正次        | 1,000株 |
| 小黑 一三        | 2,500株 |
| 玉木 栄三郎       | 1,500株 |

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

|                   |          |                      |
|-------------------|----------|----------------------|
| a. 割当予定先の概要       | 氏名       | 遠矢 康太郎               |
|                   | 住所       | 東京都渋谷区               |
|                   | 職業       | 株式会社ベジテック代表取締役       |
| b. 当社と割当予定先との間の関係 | 出資関係     | 当社株式の2.72%を所有しております。 |
|                   | 人事関係     | 該当事項はありません。          |
|                   | 資金関係     | 該当事項はありません。          |
|                   | 技術又は取引関係 | 該当事項はありません。          |

## c. 割当予定先の選定理由

当社は事業方針である「ENHANCEMENT PLAN」（注1）のもと、事業ドメインの拡大とサービス事業分野への参入の取り組みを行っており、これにより従来の「受託開発型」の事業から「積み上がり型収益モデル」事業への移行をし、安定的でかつ確実な成長を目指しております。

しかしながら、平成21年3月期（前期）は連結売上高352,183千円、連結営業損失346,568千円、連結経常損失347,482千円、連結当期純損失426,680千円と大幅な赤字を計上いたしました。

このような状況のなか、当社は平成21年9月に新株式の第三者割当による資金調達を行い、事業ドメインの拡大とサービス事業分野への参入の事業方針のもと、ロハスカーボンCO2研究所株式会社の20.79%（172,200千円）の株式を取得し、同社との資本・業務提携契約を締結しました。これにより医療・環境分野へのサービスの拡充を図りました。具体的には 医療・環境分野における、ITおよびRFID（ICカード）技術を活用したマーケティング支援業務の展開、RFID（ICカード）を利用した、学会の会員である医師の会員管理システムの構築と販売、医療・環境分野におけるコンサルティング事業の共同展開、電子カルテ管理システムおよび顧客情報管理システムの共同開発、決済サービスのノウハウを生かした集金代行システムの展開、CO2排出権付き商品を販売するeコマースサイトの立ち上げ、運営、LOHAS商標を活用した環境関連商品の開発を計画しました。上記計画のうちRFID（ICカード）を利用した、学会の会員である医師の会員管理システムの開発費用に30,000千円、CO2排出権付き商品を販売するeコマースサイトの立ち上げ開発費用に14,035千円（注2）を調達した資金により投資を行いました。



また、平成21年9月に医療・環境分野での商品の企画・開発・販売を目的として完全子会社であるイー・キャッシュウェア株式会社を設立し、平成21年11月に、株式会社ロハス・インスティテュートの代表である小黒 一三氏の人脈や同氏が編集する環境関連メディアを生かした商品の企画・販売を目的として、同社が発行する新株を引受けて子会社化し、平成22年2月に、医療クリニック向けのマーケティング支援サービスの強化 R F I Dを活用したマーケティングサービスの提供の強化 決済代行サービスとの協業 顧客基盤の増大を目的として、簡易株式交換により株式会社ディー・ワークスを完全子会社といたしました。

これらの取組みにより、平成21年11月に日本シミュレーション外科学会と新世代の3DCG(3次元コンピュータグラフィックス)外科手術シミュレーションシステムの開発に合意、平成21年12月に電子マネー付きICカードを利用した医療学会向け会員管理及び来場者管理システムの日本産婦人科学会学術講演(平成22年4月に実施予定)での採用、また環境分野では平成21年12月に温室効果ガスの排出権を簡易に商品化するサービスである「ロハス・カーボンオフセット・プログラム」の提供の開始などの取組みをしておりますが、未だ大きな売上計上、利益計上には至っておらず、平成22年3月期の通期業績予想としましては、連結売上高230百万円、連結営業損失155百万円、連結経常損失180百万円、連結当期純損失188百万円を見込んでおります。

また、営業活動によるキャッシュ・フローも、平成21年3月期に引き続きマイナスとなる見込みであり、これらにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況のなか、当社といたしましては、財務基盤を強化するとともに、昨年より取り組んでいるが必ずしも十分な成果をあげていない、医療・環境分野へのサービスの拡充を加速させ「積み上がり型収益モデル」事業の構築という成長戦略の中核に位置付けるべく、積極的な投資を実施したいと考えております。

当新株予約権の割当先である遠矢 康太郎氏は青果物大手商社の株式会社ベジテックの代表取締役を務めており、同社は当社の子会社である株式会社ロハス・インスティテュートと、生産・加工・物流・販売など、青果物の生産・流通プロセスにおいて独自の品質管理基準を適用した「ロハス野菜(仮称)」の開発、販売に関して、平成22年1月に業務提携を行いました。また別件第三者割当増資の割当先であるスガキシステムズ株式会社は同社の株主であり事業パートナーです。

遠矢 康太郎氏に本新株予約権を割り当てることにより、株式会社ベジテックとの提携関係がより強化され、同社と行う共同事業が加速されるなど、当社の事業拡大に積極的な支援が期待できると考え、割当先として適切であると判断いたしました。

(注1)「ENHANCEMENT PLAN」は、平成20年10月に当社が策定した経営戦略で、事業ドメインの拡大とサービス事業分野への参入を主軸として「積み上がり型収益モデル」の構築を経営方針としております。具体的なサービス分野としては、マーケティング、広告、物流、決済、セキュリティ、物販などであり、当社が持つR F I D技術を基盤に、新たな技術開発やM & Aを手法とした拡大戦略です。

(注2)CO2排出権付き商品を販売するeコマースサイトの立ち上げ開発につきましては開発に取り組み中であり、現時点では開発資金は一部未消化となっております。

#### d. 割り当てようとする株式の数

遠矢 康太郎 新株予約権の目的である株式の総数 3,000株

#### e. 株券等の保有方針

当社は割当先との間において、本新株予約権及びその行使後の当社株式について、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。

本新株予約権はその内容として、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとしており、本新株予約権の行使により発行される当社株式に関しても、割当先から、原則として長期保有する旨の報告を受けております。

f．払込みに要する資金等の状況

割当先である遠矢 康太郎氏の払込に要する財産については、自己資金を充当する旨の報告を受け、さらに預金口座の残高証明の確認等により、その資金の存在を確認しております。

g．割当予定先の実態

当社は、割当先の実在性については、割当先が所属する団体の訪問や面談により確認しております。また、第三者機関による調査の結果、割当先は反社会的な勢力との関わりを一切有していないことが確認でき、当社は割当先が反社会的な勢力との関わりは一切有していないと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権はその内容として、譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとされております。

## 3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価格は、発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の総額買受契約に定められた諸条件、並びに新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、配当率、当社普通株式の価格変動性（ボラティリティ）、平均売買出来高等を前提として、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いた第三者評価機関による評価書を基に、本新株予約権の発行により企図される目的が達成される限度で公正な価格であると判断した本新株予約権 1個当たり75,500円に決定いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額につきましては、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日から遡る東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の直近の1か月（平成22年2月26日から平成22年3月25日）の終値平均20,779円に10.7%のプレミアムを加算した1株当たり23,000円といたしました。プレミアムにつきましては、発行価格に関する割当予定先の要望と希薄化への配慮などを勘案し、割当予定先と協議したうえで総合的に判断いたしました。

なお、監査役会は、本新株予約権の払込金額が割当先に特に有利でないことに係る適法性に関して、算定根拠に合理性が認められ、会社法第238条3項2号に定める特に有利な金額に該当しないと考える旨の意見を述べております。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

平成22年3月26日現在の当社の発行済株式総数55,237株に係る議決権の総数は55,237個で、別件新株式及び本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社株式13,000株に係る議決権の数は13,000個となり、現在の当社の発行済株式総数及び議決権の総数に対して23.53%の割合で希薄化が生じます。

また当社は平成21年9月24日に第三者割当増資による新株式15,664株の発行を行い、平成22年2月12日に株式会社ディー・ワークスを完全子会社とする簡易株式交換により2,764株の新株式を発行しておりますが、当該増資前（平成21年9月23日）での発行済株式総数36,810株に係る議決権の総数は36,810個であり、別件新株式及び本新株予約権が全て行使された場合の当社の発行済株式総数68,237株に係る議決権の総数は68,237個となることから、平成21年9月23日当時の当社の発行済株式総数（36,810株）及び議決権の総数（36,810個）に対しては85.38%と25%以上になることから、今回の第三者割当増資は「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当増資に該当いたします。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称     | 住所                     | 所有株式数<br>(株) | 総議決権数に<br>対する所有議<br>決数の割合<br>(%) | 割当後の所有<br>株式数(株) | 割当後の総議<br>決権数に対す<br>る所有議決権<br>数の割合<br>(%) |
|------------|------------------------|--------------|----------------------------------|------------------|-------------------------------------------|
| 石原 啓資      | 東京都渋谷区                 | 9,802        | 17.75                            | 9,802            | 14.36                                     |
| 遠矢 康太郎     | 東京都渋谷区                 | 1,500        | 2.72                             | 4,500            | 6.59                                      |
| 小山 静雄      | 東京都渋谷区                 | 4,440        | 8.04                             | 4,440            | 6.51                                      |
| 宮嶋 淳       | 神奈川県横浜市泉区              | 4,260        | 7.71                             | 4,260            | 6.24                                      |
| 玉木 栄三郎     | 神奈川県鎌倉市                | 2,400        | 4.34                             | 3,900            | 5.72                                      |
| 藤田 宗雄      | 神奈川県川崎市多摩区             | 3,500        | 6.34                             | 3,500            | 5.13                                      |
| スガキコシステムズ株 | 愛知県名古屋市中区大須<br>4-11-39 |              |                                  | 2,500            | 3.66                                      |
| 高田 隆右      | 静岡県静岡市葵区               |              |                                  | 2,500            | 3.66                                      |
| 小黒 一三      | 東京都新宿区                 |              |                                  | 2,500            | 3.66                                      |
| 広比 利次      | 東京都目黒区                 | 2,424        | 4.39                             | 2,424            | 3.55                                      |
| 秋山 美知子     | 東京都新宿区                 | 2,197        | 3.98                             | 2,197            | 3.22                                      |
| 計          |                        | 30,523       | 55.26                            | 42,523           | 62.32                                     |

(注) 1. 平成21年9月30日現在の株主名簿および平成22年3月26日までに当社が確認した大量保有報告書などに基づき記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成22年3月26日現在の発行済株式総数に、スガキコシステムズ株式会社、高田 隆右氏、小栗 正次氏、小黒 一三氏、玉木 栄三郎に割当てる別件第三者割当増資の株式数10,000株及び遠矢 康太郎氏に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数3,000株を合わせた13,000株を加えて算定しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

## (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由等

当社は事業方針である「ENHANCEMENT PLAN」（注1）のもと、事業ドメインの拡大とサービス事業分野への参入の取り組みを行っており、これにより従来の「受託開発型」の事業から「積み上がり型収益モデル」事業への移行をし、安定的でかつ確実な成長を目指しております。

しかしながら、平成21年3月期（前期）は連結売上高352,183千円、連結営業損失346,568千円、連結経常損失347,482千円、連結当期純損失426,680千円と大幅な赤字を計上いたしました。

このような状況のなか、当社は平成21年9月に新株式の第三者割当による資金調達を行い、事業ドメインの拡大とサービス事業分野への参入の事業方針のもと、ロハスカーボンCO2研究所株式会社の20.79%（172,200千円）の株式を取得し、同社との資本・業務提携契約を締結しました。これにより医療・環境分野へのサービスの拡充を図りました。具体的には 医療・環境分野における、ITおよびRFID（ICカード）技術を活用したマーケティング支援業務の展開、RFID（ICカード）を利用した、学会の会員である医師の会員管理システムの構築と販売、医療・環境分野におけるコンサルティング事業の共同展開、電子カルテ管理システムおよび顧客情報管理システムの共同開発、決済サービスのノウハウを生かした集金代行システムの展開、CO2排出権付き商品を販売するeコマースサイトの立ち上げ、運営、LOHAS商標を活用した環境関連商品の開発を計画しました。上記計画のうちRFID（ICカード）を利用した、学会の会員である医師の会員管理システムの開発費用に30,000千円、CO2排出権付き商品を販売するeコマースサイトの立ち上げ開発費用に14,035千円（注2）を調達した資金により投資を行いました。

また、平成21年9月に医療・環境分野での商品の企画・開発・販売を目的として完全子会社であるイー・キャッシュライフウェア株式会社を設立し、平成21年11月に、株式会社ロハス・インスティテュートの代表である小黒 一三氏の人脈や同氏が編集する環境関連メディアを生かした商品の企画・販売を目的として、同社が発行する新株を引受けて子会社化し、平成22年2月に、医療クリニック向けのマーケティング支援サービスの強化、RFIDを活用したマーケティングサービスの提供の強化、決済代行サービスとの協業、顧客基盤の増大を目的として、簡易株式交換により株式会社ディー

・ワークスを完全子会社といたしました。

これらの取組みにより、平成21年11月に日本シミュレーション外科学会と新世代の3DCG（3次元コンピュータグラフィックス）外科手術シミュレーションシステムの開発に合意、平成21年12月に電子マネー付きICカードを利用した医療学会向け会員管理及び来場者管理システムの日本産婦人科学会学術講演（平成22年4月に実施予定）での採用、また環境分野では平成21年12月に温室効果ガスの排出権を簡易に商品化するサービスである「ロハス・カーボンオフセット・プログラム」の提供の開始などの取組みをしておりますが、未だ大きな売上計上、利益計上には至っており、平成22年3月期の通期業績予想としましては、連結売上高230百万円、連結営業損失155百万円、連結経常損失180百万円、連結当期純損失188百万円を見込んでおります。

また、営業活動によるキャッシュ・フローも、平成21年3月期に引き続きマイナスとなる見込みであり、これらにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況のなか、当社といたしましては、財務基盤を強化するとともに、昨年より取組んでいるが必ずしも十分な成果をあげていない、医療・環境分野へのサービスの拡充を加速させ「積み上がり型収益モデル」事業の構築という成長戦略の中核に位置付けるべく、積極的な投資を実施したいと考えております。

具体的には、当社がもつRFID技術、URL誘導ツールなどのFelica技術、決済代行サービス、平成22年2月に簡易株式交換により完全子会社とした株式会社ディー・ワークスの持つアクセス解析・広告効果測定サービスなどの機能やサービスを統合した付加価値の高いサービスの開発・販売、また当該サービスの開発・販売に必要な人員、子会社管理に必要な人員の増強を検討しております。

以上の、「財務基盤の強化と必要な人員の増強を含む運転資金」及び「現有の機能やサービスを統合した付加価値の高いサービスの開発・販売資金」を調達するために、別件第三者割当による新株式および本新株予約権の募集を行うことといたしました。

なお、本新株予約権による資金調達方法は、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在している当社の現状や資金調達の目的に理解を頂きました割当予定先との協議において選択いたしました。また、本新株予約権は当社の判断により新株予約権を取得することも可能になっており、その行使に伴う希薄化に対する配慮もなされております。

（注1）「ENHANCEMENT PLAN」は、平成20年10月に当社が策定した経営戦略で、事業ドメインの拡大とサービス事業分野への参入を主軸として「積み上がり型収益モデル」の構築を経営方針としております。具体的なサービス分野としては、マーケティング、広告、物流、決済、セキュリティー、物販などであり、当社が持つRFID技術を基盤に、新たな技術開発やM&Aを手法とした拡大戦略です。

（注2）CO2排出権付き商品を販売するeコマースサイトの立ち上げ開発につきましては開発に取り組み中であり、現時点では開発資金は一部未消化となっております。

## （2）大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

平成22年3月26日現在の当社の発行済株式総数55,237株に係る議決権の総数は55,237個で、別件新株式及び本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社株式13,000株に係る議決権の数は13,000個となり、現在の当社の発行済株式総数及び議決権の総数に対して23.53%の割合で希薄化が生じます。

また、当社は平成21年9月24日に第三者割当増資による新株式15,664株の発行を行い、平成22年2月12日に株式会社ディー・ワークスを完全子会社とする簡易株式交換により2,764株の新株式を発行しておりますが、当該増資前（平成21年9月23日）での発行済株式総数36,810株に係る議決権の総数は36,810個であり、別件新株式及び本新株予約権が全て行使された場合の当社の発行済株式総数68,237株に係る議決権の総数は68,237個となることから、平成21年9月23日当時の当社の発行済株式総数（36,810株）及び議決権の総数（36,810個）に対しては85.38%の割合で希薄化が生じます。

このため、結果として当社株式の1株当たりの株式価値が希薄化することとなりますが、当社として、財務基盤を強化するとともに、昨年より取組んでいるが必ずしも十分な成果をあげていない、医療・環境分野へのサービスの拡充を加速させ「積み上がり型収益モデル」事業の構築という成長戦略の中核に位置付けるべく投資を実施することは、当社における今後の継続的な事業推進を可能とし、企業価値の向上を図るために必要であることから、既存株主への利益保護に繋がるものと考えております。

したがって、当該希薄化の規模は合理的であり、本資金調達による長期的な株主価値の向上により回収可能であると判断しております。

なお、今回の第三者割当増資は「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当増資に該当するため、経営者から一定程度独立した第三者による委員会を設置し、平成22年3月25日に希薄化率、発行価格、割当先の選定、資金使途、資金調達の方法などを総合的に勘案し、当該割当の必要性和相当性が認められるとの意見を当該委員会より入手しております。

なお、第三者委員会は専門知識、見識、経験、経営者からの一定程度の独立性を考慮し、弁護士である高橋 謙氏、元日比谷総合設備株式会社の専務取締役を務められた末永 浩康氏、元東電環境エンジニアリング株式会社の代表取締役社長を務

められた星 利樹氏の3名により構成されています。高橋 謙氏は当社からの法務相談の実績がありますが当社との間には資本関係はありません。末永 浩康氏と星 利樹氏と当社の間には、資本関係、取引関係はありません。また、3氏とも、当社が平成21年9月3日に第三者割当による新株の募集を取締役会で決議した際に、第三者委員会の構成員として意見を表明しております。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 発行済株式総数、資本金の増減

第四部 組込情報の第19期有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4) 発行済株式総数、資本金の推移」に記載された資本金については、本有価証券届出書提出日（平成22年3月26日）までにおいて変更が生じており、「発行済株式総数、資本金の推移」として次のとおり追加します。

| 年月日                  | 発行済株式総数増減数（株） | 発行済株式総数残高（株） | 資本金増減額（千円） | 資本金残高（千円） | 資本準備金増減額（千円） | 資本準備金残高（千円） |
|----------------------|---------------|--------------|------------|-----------|--------------|-------------|
| 平成21年4月1日～平成22年3月26日 | 23,628        | 55,237       | 123,117    | 586,197   | 181,119      | 589,199     |

### 2 事業等のリスクについて

第四部 組込情報の第19期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券届出書提出日（平成22年3月26日）までの間において変更がありました。変更箇所については\_\_\_\_\_野で示しております。

また、当該有価証券報告書「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、本届出書提出日現在においてもその判断に変更はありません。

(1)～(8) 略

#### (9) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度において営業損失251,847千円、当期純損失307,916千円を計上し、当連結会計年度におきましても、営業損失346,568千円、当期純損失426,680千円を計上いたしました。また、営業活動によるキャッシュ・フローも、前連結会計年度に引き続きマイナスになっている状況であります。これらの状況により継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

そこで当社は下記対策を講じ、当該状況の解消又は改善に向けて努めてまいります。

安定した売上の確保

- ・ 受託開発案件の確実な受注

従来から売上の中心となっており、受託開発案件につきましては、比較的短納期の案件に集中することにより、機動的な受注と確実な売上計上を図っております。

- ・ 保守メンテナンス売上の安定的な確保

従来から安定的な売上計上をしている、保守メンテナンス業務を継続的に行うことにより、安定した収入を確保します。

- ・ 決済代行サービスを中核とした自社サービスの拡充

従来から安定的な売上計上をしている、決済代行サービスを中核として、新サービスあるいは新機能の付加を行い、さらに自社サービスを拡充してまいります。

売上総利益率の改善

当社グループは、開発業務のうち仕様設計、品質管理などの工程は自社内にて行い、製品製造やプログラミング作業などの工程を協力会社へ外注をしておりますが、その一部を内製化することにより、売上総利益率の改善を図ります。

徹底した固定費の削減

役員報酬の減額、人件費の削減、オフィスの移転による賃料の減額など、徹底した固定費の削減を実施して、収益性の改善を図ります。

今後の事業方針「ENHANCEMENT PLAN」の継続推進

当社グループは今後の事業方針としてENHANCEMENT PLANを策定し、中長期的な成長を確実に実現するために、事業ドメインの拡大に取り組んでおりますが、当該方針を引き続き推進することにより、売上と利益の拡大を図ります。

第三者割当増資の実施

当社は平成21年9月24日に第三者割当増資により新株式15,664株を発行しており、また、平成22年2月12日に株式会社ディー・ワークスを完全子会社とする簡易株式交換により2,764株の新株式を発行しております。平成22年3月26日開催の取締役会において決議された第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権が全て行使された場合に発行される新株式13,000株を合わせて過去6ヶ月の間に31,428株の新株式を発行しており、平成21年9月24日の第三者割当増資前の当社の議決権数（36,810個）に対する希薄化率は85.38%となり、相応の株式価値の希薄化につながることであります。

しかしながら、現在、当社グループは財務体質の脆弱さにより継続企業の前提に疑義を生じさせるような状況が続いており、早期に財務体質の改善を図る必要があること及び当社グループが進めている医療・環境分野におけるサービス事業において、当社がもつ決済サービス、FeliCa技術、連結子会社である株式会社ディー・ワークスがもつアクセス解析技術、広告効果測定サービスのそれぞれが持つ機能を統合してサービス化することにより、医療クリニックや学会などに向けて、マーケティング支援、来場者管理、会員管理、代金決済などの機能が提供可能な新サービスの開発資金に充当することにより業績回復が図れることなどから今回の資金調達については中長期的な視点から今後の安定的な会社運営を行っていくために必要な資金調達であり、発行数量及び株式価値の希薄化の規模はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断しております。

しかし、これらの対応策は実施途上にあり、現時点では継続企業に関する重要な不確実性が認められます。

### 3 臨時報告書の提出について

第四部 組込情報の第19期有価証券報告書の提出日(平成21年6月18日)以降、本有価証券届出書提出日(平成22年3月26日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

その記載内容は下記のとおりであります。

平成21年8月6日提出の臨時報告書

#### 1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主でなくなるもの 投資事業組合G V - 業務執行組合員グローバル・ブレイン株式会社

##### (2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

当該主要株主の所有議決権の数

異動前 3,355個

異動後 2,987個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 10.61%

異動後 9.27%

(注) 異動前の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成21年6月30日現在の発行済株式総数31,610株を基準として計算しており、異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成21年7月31日現在の発行済株式総数32,210株を基準として計算しております。

##### (3) 当該異動の年月日 平成21年6月26日

##### (4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 464,580,000円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 32,210株



平成21年9月9日提出の臨時報告書

## 1 提出理由

当社の代表取締役に変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

## 代表取締役辞任

| 異動に係る代表取締役の氏名<br>(生年月日) | 新役職名 | 旧役職名         | 異動年月日     | 所有株式数  |
|-------------------------|------|--------------|-----------|--------|
| 藤田 宗雄<br>(昭和33年5月14日)   | 取締役  | 代表取締役<br>副社長 | 平成21年9月3日 | 5,500株 |

平成21年10月1日提出の臨時報告書

## 1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

## (1) 当該異動に係る主要株主の名称

新たに主要株主となるもの 石原 啓資

主要株主でなくなるもの 小山 静雄

## (2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主の議決権に対する割合

石原 啓資

|     | 当該主要株主の所有議決権の数 | 総株主の議決権に対する割合 |
|-----|----------------|---------------|
| 異動前 |                |               |
| 異動後 | 7,120個         | 13.57%        |

小山 静雄

|     | 当該主要株主の所有議決権の数 | 総株主の議決権に対する割合 |
|-----|----------------|---------------|
| 異動前 | 4,440個         | 12.06%        |
| 異動後 | 4,440個         | 8.46%         |

(注) 異動前の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成21年8月31日現在の発行済株式総数36,810株を基準として計算しており、異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成21年9月24日現在の発行済株式総数52,474株を基準として計算しております。

## (3) 当該異動の年月日 平成21年9月24日

## (4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 586,197,920円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 52,474株

平成21年10月16日提出の臨時報告書

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主でなくなるもの 藤田 宗雄

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

当該主要株主の所有議決権の数

異動前 5,500個

異動後 3,500個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 10.48%

異動後 6.67%

(3) 当該異動の年月日 平成21年10月7日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 586,197,920円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 52,474株

平成22年1月20日提出の臨時報告書

1 提出理由

当社は、平成22年1月20日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社ディー・ワークスを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で、株式会社ディー・ワークスとの間で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 当該株式交換の相手会社についての事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

|           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| 商号        | 株式会社ディー・ワークス                   |
| 本店の所在地    | 静岡県静岡市清水区草薙二丁目16番14号           |
| 代表者の氏名    | 代表取締役 泉 大五郎                    |
| 資本金の額     | 25,000千円                       |
| 純資産の額（単体） | 37,343千円（平成21年9月30日現在）         |
| 総資産の額（単体） | 71,050千円（平成21年9月30日現在）         |
| 事業の内容     | 携帯サイト専用アクセス解析・広告効果測定サービスの企画・運営 |

## (2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単位：千円)

| 決算期       | 平成19年9月期 | 平成20年9月期 | 平成21年9月期 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 売上高(単体)   | 53,327   | 67,624   | 72,382   |
| 営業利益(単体)  | 7,428    | 6,993    | 9,396    |
| 経常利益(単体)  | 7,252    | 6,900    | 8,900    |
| 当期純利益(単体) | 6,963    | 6,954    | 8,748    |

## (3) 大株主の氏名又は名称及び発行株式の総数に占める大株主の持株数の割合

| 大株主の氏名又は名称 | 発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合 |
|------------|------------------------|
| 石原 啓資      | 50.00%                 |
| 泉 大五郎      | 27.75%                 |
| 泉 宏枝       | 10.00%                 |
| 西島 幸一郎     | 7.25%                  |
| 鷓飼 宏成      | 5.00%                  |

## (4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

|      |                                                                                     |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 資本関係 | 当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。<br>当社筆頭株主である石原 啓資氏は、当該会社の普通株式200株を所有しております。           |
| 人的関係 | 当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。<br>当社筆頭株主である石原 啓資氏は、当該会社の取締役を務めております。                 |
| 取引関係 | 当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。<br>また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び当該会社の間には特筆すべき取引関係はありません。 |

## 2. 当該株式交換の目的

当社は、事業方針である『ENHANCEMENT PLAN』の基、事業ドメインの拡大とサービス事業分野への参入の取り組みを行っておりますが、医療・環境分野へのサービスの拡充を行うことで、「積み上がり型収益モデル」を中核に事業再編を加速させることを図っており、これらにより、安定的でかつ確実な成長を目指しております。

一方、株式会社ディー・ワークスは、携帯電話、スマート・フォン向けサイトを中心としたアクセス解析・広告効果測定サービス「wellout」(注)をSaaS(Software as a Service)として提供しており、その優れた機能と技術力が評価され、当該サービスは既に延べ250以上の事業者採用されており、顧客企業数を毎年着実に増やしております。

当社は、株式会社ディー・ワークスの経営資源を活用することで、両者のシナジーにより事業の大きな拡大が見込まれ、かつ、「積み上がり型収益モデル」を中核とした事業再編が飛躍的に加速され、当社の企業価値の向上に繋がるものと判断いたしました。

なお、同社の完全子会社化により推進・加速される事業は、具体的には以下のとおりです。

## 医療クリニック向けのマーケティング支援サービスの強化

平成21年6月より、当社は医療クリニックに対してマーケティング支援のサービスを提供しております。このサービスに同社のアクセス解析・広告効果測定サービスを追加することにより、より付加価値の高いマーケティング支援サービスを医療クリニックに対して提供することが可能になります。

## RFIDを活用したマーケティングサービスの提供の強化

当社は、RFID技術の有望な活用分野はマーケティング分野だと考えており、当社が有するURL誘導ツールなどのFeliCa技術を利用したサービスと同社のアクセス解析・広告効果測定サービスを組み合わせることにより、RFID技術を活用した付加価値の高いマーケティングサービスの提供が可能になります。

## 決済代行サービスとの協業

当社は電子商取引を行う事業者に対するクレジットカード決済処理サービスの提供並びにクレジットカード決済に関わるクレジットカード会社との加盟店契約代行及び売上代金の収納代行を行う決済代行サービスを提供して

おります。この決済代行サービスと、同社のアクセス解析・広告効果測定サービスを組み合わせて提供することによる相乗効果が見込まれます。

#### 顧客基盤の増大

同社は既に延べ250以上の事業者に対してサービスを提供しておりますが、当社の新たなサービスを付加することにより、顧客に対してより付加価値の高いサービスを提供することが可能となり、グループとしての収益機会が広がるものと見込まれます。

以上の効果が見込まれ、本株式交換により、医療・環境分野へのサービスの拡充と併せて、当社グループの企業価値を最大化することが可能であると考えております。

なお、株式会社ディー・ワークスは、フューチャーアーキテクト株式会社(コード番号:4722東証1部)の持分法適用関連会社でしたが、フューチャーアーキテクト株式会社は所有する同社普通株式200株を、当社筆頭株主である石原啓資氏に平成21年11月30日に譲渡しております。

当社は前述のように多くのシナジー効果を同社との間に期待し、同社と接触してまいりましたが、フューチャーアーキテクト社が早期に同社株を譲渡したい意向であることを聞き及びました。しかしながら、昨年の時点では当社は平成21年10月30日に公表しました株式会社ロハス・インスティテュートの子会社化の案件などもあり、機動的に動くことが難しく、その時点におきましては同社の子会社化を含む協業の実施は断念せざるを得ませんでした。

また、その時点でそこで当社筆頭株主である石原啓資氏に、親会社に売却意向のある、将来性があると思われる会社として同社を紹介しました。同氏のご判断で株式会社ディー・ワークスの将来性などが評価できるようであれば、フューチャーアーキテクト社との交渉を行ってほしい旨を依頼いたしました。当社としましては同氏に対しては何らのコミットメントも出来るものではありませんでしたが、同氏は、同社の将来性に着目して同社株式200株を、1株当たり152,000円にて取得したと聞いております。

また、同氏は同社普通株式取得と同時に、同社の取締役役に就任しております。

その後、新たに石原啓資氏を経営陣に迎えた同社より、同社を子会社化することで、両者のシナジーにより事業の大きな拡大を目指す提案があり、慎重に協議・交渉を重ね、同社の子会社化による同社経営資源の活用により「積み上がり型収益モデル」を中核とした事業再編が飛躍的に加速され、当社の企業価値の向上に繋がるものと判断いたしました。

(注)株式会社ディー・ワークスが提供するwelloutは、世界初の携帯サイト専用アクセス解析サービスとして2005年10月にSaasとして提供を開始し、4半期に一度の頻度でバージョンアップを行い、常に最新の機能をお客様に提供しています。ローソンモバイルやドクターシーラボの携帯サイトへの導入の他、小売、保険・金融、各種メーカー(自動車、化粧品、ビール等)、求人、旅行、美容、出版、教育など、幅広い業種に250の事業者への導入実績があります。

iモード、Ezweb、Yahoo!ケータイの公式・勝手サイト並びにiPhone、Android等のスマートフォンに対応しています。

#### 主要な機能は

- ・日々のアクセス動向を把握するアクセス動向レポート
- ・サイト内でのユーザーの動きをインタラクティブに表示が可能な経路解析機能
- ・広告からの流入・直接コンバージョン測定に加え、過去の広告接触等の間接効果や自然流入からの分析も可能な広告効果測定機能
- ・過去発売された約850機種種の携帯端末データを基に、サイトにアクセスがあった端末を機能別等の切り口から分布・表示する端末レポート機能
- ・SEO(検索エンジン最適化)のための、クローラ解析機能、検索順位レポート機能があり、サイト最適化に欠かすことのできない機能を提供しています。

### 3. 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

#### (1) 株式交換の方法

平成22年2月12日を効力発生日として、当社が株式交換完全親会社、株式会社ディー・ワークスが株式交換完全子会社となる株式交換により行う予定です。本株式交換について当社においては、会社法第796条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく簡易株式交換の手続きにより行う予定です。

#### (2) 株式交換に係る割当ての内容

|     |    |          |
|-----|----|----------|
| 会社名 | 当社 | ディー・ワークス |
|-----|----|----------|

|        |   |      |
|--------|---|------|
| 株式交換比率 | 1 | 6.91 |
|--------|---|------|

株式の割当て

株式会社ディー・ワークスの普通株式1株に対し、当社の普通株式6.91株を割当交付いたします。

株式交換により交付する株式数

普通株式 2,764株

当社は、株式会社ディー・ワークスの株主に対する株式の割当には、新たに発行する普通株式を充当いたします。

1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に際して株主に交付しなければならない当社の株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定に従い、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。)に相当する数の株式の売却代金をその端数に応じて当該株主に交付します。

(3) その他株式交換契約の内容

本株式交換に係る株式交換契約の内容は、以下に記載のとおりです。

株式交換契約書

イー・キャッシュ株式会社(以下「甲」という。)及び株式会社ディー・ワークス(以下「乙」という。)は、甲及び乙の株式交換に関して、以下のとおり合意する。

第1条(株式交換)

1. 甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行う。
2. 本株式交換の当事者は、以下に記載のとおりとする。
  - (1) 株式交換完全親会社(甲) イー・キャッシュ株式会社  
東京都港区新橋五丁目8番11号
  - (2) 株式交換完全子会社(乙) 株式会社ディー・ワークス  
静岡県静岡市清水区草薙二丁目16番14号

第2条(効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2010年2月12日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合、甲及び乙は合意のうえ、これを変更することができる。

### 第3条(交付する株式の数及び割当て)

1. 甲は、本株式交換に際して、効力発生日の前日最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主(甲を除き、以下「対象株主」という。)に対して、乙の株式に代えて、対象株主が保有する乙の株式1株につき甲の株式6.91株の割合をもって、甲の株式を割当交付する。
2. 前項に基づき割当交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、会社法第234条の規定に従い処理する。

### 第4条(資本金及び準備金)

本株式交換により増加する甲の資本金、準備金等の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額  
0円
- (2) 資本準備金の額  
会社計算規則の定めに従い甲が別途定める金額
- (3) 利益準備金の額  
0円

### 第5条(自己株式の処理)

乙は、乙が保有する全ての自己株式について、効力発生日の前日までに、実務上可能な限り消却する。

### 第6条(承認株主総会)

1. 甲は、会社法第796条第4項により株主総会の承認が必要となる場合を除き、会社法第796条第3項の定めに従い、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本株式交換を行う。
2. 乙は、2010年2月に株主総会(以下「本承認総会」という。)を開催し、本契約の承認その他本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合、甲及び乙は合意のうえ、これを変更することができる。

### 第7条(会社財産の管理等)

甲及び乙は、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務執行及び財産の管理、会社運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙は協議のうえ行う。

### 第8条(条件変更及び契約解除)

効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合、甲及び乙は、互いに合意のうえ、本株式交換の内容・条件を変更し又は本株式交換を中止することができる。

### 第9条(本契約の効力)

本契約は、本承認総会における承認若しくは会社法第796条第4項により株主総会の承認が必要となる場合の当該承認が得られない場合又は本契約の履行に必要な関係官庁の承認等が得られない場合、その効力を失う。

### 第10条(協議事項)

1. 本契約に定めのない事項その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議・合意のうえ決定する。
2. 本契約の条項に関する解釈の相違その他の疑義が生じたときは、甲及び乙は、誠実に協議のうえ解決を図る。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2010年1月20日

(甲) 東京都港区新橋五丁目8番11号  
イー・キャッシュ株式会社  
代表取締役社長 玉木 栄三郎

(乙) 静岡県静岡市清水区草薙二丁目16番14号  
株式会社ディー・ワークス  
代表取締役 泉 大五郎

#### 4. 株式交換比率の算定根拠

##### (1) 算定の基礎

本株式交換の株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、当社から独立した第三者機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社を第三者機関として選定いたしました。

東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、当社については市場株価平均法、株式会社ディー・ワークスについては修正純資産法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用してそれぞれの算定を行いました。類似会社比準方式は、株式会社ディー・ワークスと比較可能な上場類似会社が検出されず、算定手法として採用しておりません。

市場株価平均法に関しては、平成21年1月19日を算定基準日とし、算定基準日の終値が、最近の株価を繁栄しているものと判断できるため、これに基づき算定を行いました。

東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、株式交換の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

##### (2) 算定の経緯

当社及び株式会社ディー・ワークスは、第三者機関による算定結果を参考に慎重に検討し、また、両社の財務状況、業績動向、株価動向等のその他の要因を含め慎重に協議・交渉を重ねました。その結果、上記2.(3)の株式交換比率は妥当であり、両社の株主の利益に資するものであると判断し、平成22年1月20日開催の各々の取締役会において決議のうえ、同日、両社間で株式交換契約を締結いたしました。

なお、株式交換比率は、その前提となる諸条件について重大な変更が生じた場合には、両社間で協議のうえ、変更することがあります。

##### (3) 算定機関との関係

第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、当社及び株式会社ディー・ワークスの関連当事者に該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

## 5. 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

|        |                                                                                                                |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 商号     | イー・キャッシュ株式会社                                                                                                   |
| 本店の所在地 | 東京都港区新橋五丁目8番11号                                                                                                |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 玉木 栄三郎                                                                                                 |
| 資本金の額  | 586,197千円                                                                                                      |
| 純資産の額  | 現時点では確定していません。                                                                                                 |
| 総資産の額  | 現時点では確定していません。                                                                                                 |
| 事業の内容  | R F I D技術を応用したサービスの企画・開発<br>インターネット決済、電子マネーサービスの提供<br>二酸化炭素排出権取引および製品の企画・開発<br>L O H A S製品の企画・開発<br>医療機器の企画・開発 |



## 第四部【組込情報】

下記に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

|                   |                     |                               |                         |
|-------------------|---------------------|-------------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書           | 事業年度<br>(第19期)      | 自 平成20年4月1日<br>至 平成21年3月31日   | 平成21年6月18日<br>関東財務局長に提出 |
| 有価証券報告書の<br>訂正報告書 | 事業年度<br>(第19期)      | 自 平成20年4月1日<br>至 平成21年3月31日   | 平成21年8月27日<br>関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書            | 事業年度<br>(第20期第3四半期) | 自 平成21年10月1日<br>至 平成21年12月31日 | 平成22年2月10日<br>関東財務局長に提出 |

[ 上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。]

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月5日

イー・キャッシュ株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 菅原 隆志 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 善方 正義 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・キャッシュ株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・キャッシュ株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月6日

イー・キャッシュ株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任  
社員  
業務執行社員  
公認会計士  
菅原 隆志 印

指定有限責任  
社員  
業務執行社員  
公認会計士  
善方 正義 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイー・キャッシュ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イー・キャッシュ株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において多額の営業損失及び当期純損失を計上し、当第3四半期連結累計期間においても、多額の営業損失及び四半期純損失を計上した。また、営業活動によるキャッシュ・フローも前連結会計年度に引き続きマイナスとなっている状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月17日

イー・キャッシュ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 菅原 隆志 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 善方 正義 印  
業務執行社員

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・キャッシュ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・キャッシュ株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において多額の営業損失及び当期純損失を計上し、当連結会計年度においても、多額の営業損失及び当期純損失を計上した。また、営業活動によるキャッシュ・フローも前連結会計年度に引き続きマイナスとなっている状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する経営者の対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、イー・キャッシュ株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、イー・キャッシュ株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月9日

イー・キャッシュ株式会社  
取締役会 御中

### 清和監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 筧 悦生 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 南方 美千雄 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 藤本 亮 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイー・キャッシュ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第20期事業年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イー・キャッシュ株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において多額の営業損失及び当期純損失を計上し、当第3四半期連結累計期間においても、多額の営業損失及び四半期純損失を計上した。また、営業活動によるキャッシュ・フローも前連結会計年度に引き続きマイナスとなっている状況であり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する経営者の対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年1月20日開催の取締役会において、平成22年2月12日を効力発生日として、株式交換により株式会社ディー・ワークスを完全子会社とすることを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月5日

イー・キャッシュ株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 菅原 隆志 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 善方 正義 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・キャッシュ株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・キャッシュ株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月17日

イー・キャッシュ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 菅原 隆志 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 善方 正義 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・キャッシュ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・キャッシュ株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において多額の営業損失及び当期純損失を計上し、当事業年度においても、多額の営業損失及び当期純損失を計上した。また、営業活動によるキャッシュ・フローも前事業年度に引き続きマイナスとなっている状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する経営者の対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。